

厚生労働省岐阜労働局発表
平成20年10月27日(月)

担 当	岐阜労働局
	総務部企画室長 和田 馨 職業安定部職業安定課長 西尾 義男 電話 058-263-5519(職業安定課)

「公共職業安定所長会議」について

企業訪問による雇用の掘り起こしを指示

岐阜労働局は、以下のとおり公共職業安定所長会議を開催したので、発表します。

(会議の要旨)

岐阜労働局(局長 藤井龍一郎)は、10月27日、岐阜県下の公共職業安定所長会議を開催し、最近の雇用失業情勢を受けて、当面の対応を指示した。

8月の岐阜県の有効求人倍率は、1.09倍と7か月連続で低下している。これまで岐阜県は全国の中では、安定した雇用情勢であったが、最近の金融不安、為替変動から雇用に与える影響は大きく予断が許せない状況となっている。

会議では、企業の雇用手控え意識の払拭、企業訪問による求人維持の要請等を指示し、企業・地域のニーズを把握し、有効求人倍率の低下傾向に歯止めをかける取組を展開することが確認された。

(会議資料) 別 添

公共職業安定所長会議（10月27日）における岐阜労働局長指示

個人情報情報の漏えいについて

去る10月14日、緊急招集し指示したところであるが、本日重ねて指示する。

ハローワーク関係業務の遂行については、膨大な個人情報に伴う事務の積み重ねである。このため、日頃から個人情報の管理の重要性と情報漏えいの防止のための対処方法を十分認識し、的確・確実な業務運営が求められている。

漏えい事案が発生すると、被害者当人をはじめ関係者に与える被害は深刻であり、発生させた行政機関も信頼失墜となる。

すべての業務運営（日々の業務遂行の過程）において、個人情報の適正な管理が行われているか今一度点検し、情報漏えいの未然防止に万全を期す。

更に、あらゆる機会を捉え、職員に対し注意喚起と指導を徹底する。

社会保険庁が行う厚生年金に係る標準報酬月額等の調査に労働局幹部職員が立ち会うことについて

舛添厚生労働大臣の指示により、社会保険庁が行う厚生年金に係る標準報酬月額等の個別訪問調査に、労働局の労働基準監督署長、公共職業安定所長等が同行し、事実確認調査が適正になされているか確認することとなった。

国民の不安の払拭に万全を期すことを理解し対応する。

具体的には追って指示する。

現下の雇用失業情勢に対応した求人確保について

1 景況の悪化に伴う企業の雇用手控え意識の払拭の必要性

景況は後退局面を迎え、岐阜県下の雇用情勢は悪化しつつある。

岐阜県における有効求人倍率は、平成16年5月以降、1倍を超えているものの、このところ下降傾向にあり、平成19年7月以降連続して上昇をみていない。

本年8月末の求人倍率は、1.09倍であり、9月末の倍率もさらに下降することが予測される。このまま推移すると、近く1倍を下回ることも懸念される。

企業心理としては、原油・原材料価格高騰等により、企業収益が減少していることから、人件費の抑制等に動くことが考えられる。

雇用の手控え、解雇等により失業が増大すると、それによりさらに消費が低迷し、さらなる企業収益の減少、人件費抑制といった悪循環に陥る可能性が否定できない。

したがって、安定した経済成長の維持のために、政府全体で行う景気対策に加え、労働局が行う個別対策としては、企業の過度の雇用抑制心理を払拭し、雇用市場の安定を図ることが求められる。

2 事業主団体に対する求人維持の要請

岐阜県産業労働観光部との連携により、県経営者協会等の事業主団体に対し、必要以上の雇用の手控えは適当でない旨の呼び掛けの実施の要請を行う(9月末の有効求人倍率の発表後)。

3 企業訪問をこれまで以上に積極的に行うことによる潜在的な雇用の掘り起こしの実施

これまでも各ハローワークにおいて行っている企業の個別訪問による求人開拓を強化し、企業の動向の把握に努め、積極的な求人を促す。

これにより、少なくとも求人倍率の低下傾向の歯止めに資する。

併せて、各労働基準監督署の企業指導においても、求人情報の把握に努め、積極的な求人確保につなげていく。

【担当】

岐阜労働局職業安定部
職業安定課長 西尾義男
058-263-5519

岐阜県等の有効求人倍率の推移

